

国内旅行傷害保険のご案内

2023 NTSブロック研修会のご参加にあたり、皆様には
東京海上日動の国内旅行傷害保険に加入されています。

スタンダードタイプ

保険期間「 集合地 」～「 解散地 」 (ご旅行期間)		4日(3泊4日)まで
保険金額・ご契約金額 傷害	① 死亡・後遺障害	2,500万円
	② 保険金額	
	③ 入院保険金日額	9,000円
	④ 手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または 5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします
	⑤ 通院保険金日額	6,000円
	⑥ 賠償責任保険金額 免責金額(自己負担額):0円	2,000万円

補償範囲は「**集合地**」から「**解散地**」で発生したリスクに限ります。自宅から集合地、解散地から自宅までの移動で発生したリスクは補償範囲外になります。

想定されるリスク

お支払いする保険金の詳細内容は別紙参照

傷害 (ケガ)	自宅から集合地および解散地から自宅の移動中に発生したケガ (熱中症含む)	×
	研修中、食中毒(O-157、ノロウイルスなど)で集団感染 ※所管保健所長に届出のあったものに限ります。 ※二次感染(人から人への感染)はお支払い対象外です。	○
	研修中、ハチに刺されて病院へ行った	○
病気	病気(インフルエンザ・コロナウイルス・風邪など)による 診察代・入院費・薬代	×
携行品損害	デジタルカメラ、スマートフォンを落として壊した	×
賠償責任	研修中、参加者が施設の備品を破損した	○
	研修中の試合中に他人にケガをさせた	×
	加害者が責任無能力者と判断された場合の賠償金 ※参加者の監督義務者が法律上の賠償責任を負った場合	○
交通機関 トラブル	台風・大雪・地震により航空機及び新幹線・特急が欠航、運休、遅延	×

申請の流れ

※申請締め切りは1月12日(金)まで

事故が発生したら研修終了後、東武
トップツアーズ レスリングデスク
まで状況の概要をご連絡ください。

✉ spt_wrestling@tobutoptours.co.jp
☎ 050-9000-5006

※休業日:土日祝・年末年始
(12/29~1/4)

ご連絡確認後、弊社内の担当窓口
よりご連絡させていただきます。

その後、直接 保険会社と
やり取りをしていただきます。
損害の額を証明する書類や
事故原因を確認する書類等
ご提出いただく必要がありますので、
必ず保管をお願いいたします。

保険

箱収書
0000様
¥000000

箱収明細書
0000様

補償内容のご説明 (お支払いする保険金の内容)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
①死亡保険金	日本国内中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます）	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に払った後遺障害保険金がある場合は死亡・後遺障害保険金から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ
②後遺障害保険金	日本国内中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に後遺障害が生じた場合、治療の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
③入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として入院された場合	入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて 180日(支払対象日数) を経過した後の入院に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ※支払い対象となる「入院日数」は 180日(支払限度日数) を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます）によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ
④手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内 に病院または診療所において、その治療を直接の目的として手術を受けられた場合 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります) ②先進医療に該当する所定の手術 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます。 なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付金対象になっている療養は先進医療とはみなされません。	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 : 10倍 ② 上記以外の手術 : 5倍 ※事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術を受けた場合は10倍となります。 ※事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。	●核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登攀、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。ただし、本補償タイプには本特約は適用できません）
⑤通院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院された場合 病院もしくは診療所に通い、または往診により治療を受けることをいいます。ただし治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて 180日(支払対象日数) を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ※支払対象となる「通院日数」は 90日(支払限度日数) を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等を常時装着した日数についても「通院した日数」に含みます。 ※入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。	●自動車等の乗用具を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの

傷害

補償内容のご説明 (お支払いする保険金の内容)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
⑥賠償責任保険金 (オプション)	日本国内旅行中の急激かつ偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物(宿泊施設の客室・客室内動産 {客室外におけるセイフティボックス及び客室のキーを含みます})を破壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故について、賠償責任保険金を限度とします。また、訴訟費用・損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	<ul style="list-style-type: none">●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 (仕事上の損害賠償責任)●受託品に対する損害賠償責任 (宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります)●車両 (ゴルフカート、レンタカーを含みます)、原動機付自転車、航空機、船舶 (モーターボートを含みます)、銃器 (空気銃を除きます) の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任